

令和6年度第1回花巻市男女共同参画審議会会議録

日時 令和6年4月18日(木) 午後2時00分～午後3時55分

場所 花巻市役所本館3階 302・303会議室

出席者 委員出席者 11名 高橋 秀憲(会長・富士大学名誉教授)、早野 こずえ(副会長・いわて男女共同参画サポーター)、熊谷 久(花巻労働基準監督署)、竹内 恭子(花巻警察署)、高橋 英明(花巻商工会議所)、八木 稔和(花巻市校長会)、多田 恵(花巻私立幼稚園・認定こども園協議会)、草木 幸子(花巻市民生委員児童委員協議会)、晴山 淳子(花巻市地域婦人団体協議会)、高橋 和也(花巻青年会議所)、渡邊 ひとみ(公募)

市側出席者 6名 阿部 晋(地域振興部長)、坊澤 尚行(地域づくり課長)、大竹 誠治(地域づくり課長補佐)、藤村 真由美(地域づくり課市民協働係長)、富松 大地(地域づくり課市民協働係主査)、紺野 優加(地域づくり課市民協働係主査)

傍聴者 1名

- 次第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 審議
(1) (仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の導入に関するパブリックコメントの実施について
 - 4 その他
 - 5 閉会

1 開会 (開会 午後2時00分)

坊澤地域づくり課長 本日はお忙しいところご出席くださりまして誠にありがとうございます。それでは、ただいまより、花巻市男女共同参画審議会を開会いたします。
初めに、高橋会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

高橋会長 本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。国内外の悩ましい出来事はまだまだ収まりそうもございませんが、その中でも、一人一人を尊重し、助け合うことができるような、生きやすい花巻を作るために我々が協力するということでございますので、忌憚のないご意見や提案、質問等をお願いいたします。

坊澤地域づくり課長 ありがとうございます。それでは早速議事に入ります。花巻市男女共同参画推進条例第15条第2項により、ここからは会長に進行していただきます。よろしく願いいたします。

3 審議

(仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシ

カップ制度の導入に関するパブリックコメントの実施について

高橋会長

早速審議に入らせていただきます。本日は(仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の導入に関するパブリックコメントの実施について、委員の皆様から、前回の審議会に引き続きご意見を頂戴したいと思います。それではまず事務局よりご説明をお願いいたします。

大竹地域づくり課
長補佐

市が検討を進めておりますパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度についてでございますが、前回の審議会でもご説明はしておりますけれども、新任の委員もいらっしゃると思いますので、振り返りの意味も含めまして、改めてご説明申し上げます。

日本では人口の3%から10%程度がLGBTであるという調査結果も出ております。LGBTとは、女性のことを好きな女性 レズビアン、男性のことを好きな男性 ゲイ、同性も異性も好きな人 バイセクシャル、心と体の性が異なる人 トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として用いられます。こればかりではなく、LGBTを含む性的少数者を広く表現するクィアや性自認や性的指向に迷っている人、あえて決めていない人などをいうクエスチョニングの頭文字Qをつけたり、あるいはプラスを付けるというような考え方もありますけれども、この場ではLGBTということでお話をさせていただきます。

5月17日は「LGBT嫌悪に反対する国際デー」、日本では「多様な性にYESの日」として、世界的に多様な性に理解を広げる運動が展開される日となっております。これは1990年5月17日にWHOの精神疾患のリストから同性愛が削除されたことを記念して、2014年に記念日に指定されたことによるものであります。このように、同性愛者の方々は、以前は病気として認識されていたり、そのことが原因で差別されるのではないかという不安を抱えていたり、生きづらさを抱えている方も少なくないのではないかと思います。花巻市としても、第2次男女共同参画基本計画の期間中に多様な性への理解促進に取り組んでまいりました。その内容は、市民向けセミナーの開催、業務上で性的少数者の方々に対応する機会もある市職員への研修、学校での出前講座などがあります。なお、これらの理解促進の取り組みにつきましては、令和6年度からを計画期間とする第3次男女共同参画基本計画においても、引き続き取り組むこととしているものです。昨年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆるLGBT理解増進法が成立しておりますが、こちらは性的少数者の方々への理解を促進することが趣旨でありまして、同性婚について法律で認める内容とはなっておりません。G7の中で、同性婚に関する法律がないのは日本だけという報道もなされております。こうした中で、全国的に広がりを見せている性的少数者への理解促進の取組の一つにパートナーシップ制度があります。パートナーシップ制度とは、例えば同性カップルなど法律に基づく婚姻が認められないカップルなどの関係を自治体が認めることです。2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区が導入して以来、これまで300を超える自治体で導入されてまいりました。制度の導入前は自分たちの関係を誰にも打ち明けることができなかった方々が、自治体で制度の導入が進んだことによって、令和5年6月時点のデータにはなりますが、5,171組がパートナーシップ制度を利用されているということでありまして、岩手県においては、令和4年12月に一関市で導入され、現在では10市町村が導入しており、そのうち9市町村では広域連携の取組も行われております。

当市では、当事者の方々から直接、制度の導入を要望されたことはありませんが、

当事者の家族から相談を受けた議員からの一般質問の中で、パートナーシップ制度の導入について問われた際に、市長の答弁におきまして「市民の中からパートナーシップ宣誓制度導入の要望があり、市民から一定の理解が得られる場合は、市としてパートナーシップ宣誓制度の導入も検討してまいりたいと考えております。」と表明しております。また、本年の市長施政方針におきましては、「当市においては、国や県内自治体の動向を注視しつつ、条例による制度の導入に向けた検討を進めており、同性に限らず異性間の事実婚を含むパートナーシップ及びパートナーの家族との関係性を証明するファミリーシップも含めたいと考えております。」ということを表明しております。それを踏まえまして、現在、条例によって、パートナーシップ制度を導入することについて検討を進めており、本日はパブリックコメントに提示する素案の審議のためお集まりをいただいたところです。

制度の導入に向けてこれまで行ってきた検討の内容ですが、条例の制定によって制度を導入している愛知県岡崎市、東京都国立市の視察を行ったほか、全国の先例の調査を行ってまいりました。先ほど申し上げましたように、岩手県内では現時点で 10 自治体が制度を導入しておりますが、全て自治体の内部決裁で決定する要綱によって導入されております。一方、条例で制定する場合、市民の代表である議員によって構成される議会の議決により決定されることとなります。また、議案として提出するまでには、パブリックコメントの実施や地域自治推進委員会、地域協議会での審議など、市民参画も実施して、広く市民の皆様からご意見を伺ってまいります。

なお、条例によってパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体は全国で 15 自治体ありますが、この中には東北の自治体はありません。花巻市としては、誰もが個人として尊重される地域社会を実現するためにも、パートナーシップ制度の導入は重要で、意義のあることと捉えておりますので、市民の皆様にもしっかりと制度をご説明して、議会での議論をいただいた上で条例により制度を導入したいと考えております。これまでに条例で制定している先例自治体との違いといたしまして、当市は昨年 6 月の L G B T 理解増進法の成立、施行後に条例を制定するという点が挙げられます。このことから、「性的指向又はジェンダーアイデンティティに関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」といった法の理念や地方公共団体の役割、事業主が努力すべきことについては法令に規定されておりますので、当市の条例にはそういった内容は盛り込まないこととしております。また、当初は同性パートナーシップでの導入を検討しておりましたが、その後、第 3 次男女共同参画基本計画の策定に当たりまして、計画に性の多様性の項目を盛り込むことから「当事者や専門家のご意見を聞いて進めてはどうか」というご意見を当審議会の場でいただいたこともありまして、当事者を支援する団体からご意見を伺いました。その結果、日常生活では当事者の家族も含めて悩みや困りごとが多いことから、「ファミリーシップも必要である。」「異性間の事実婚も含めた方がいい。」というご意見をいただきました。こういったご意見を踏まえ、当初は対象者を同性に限った条例として検討してまいりましたが、ファミリーシップ及び異性間の事実婚を含めたパートナーシップ条例を検討してきたものです。以上がこれまでの経緯となります。

次に、本日の説明に入りたいと思いますけれども、制度の内容につきまして重要な部分をかいつまんで説明いたします。

資料 No. 2 をご覧ください。こちらは、現在市が考えている制度の内容を説明するための概要版的なものとなります。まだ改良していく予定でございますので、この資料そのものにつきましてもご意見をいただければと考えております。

まず、パートナーシップ制度についてですが、性別などに関わらず、お互いを人生のパートナーとして約束した関係であることを自治体が証明するものであります。自治体によりましては、パートナーシップの宣誓をすることにより提供できるサービス

について、様々な工夫を行っております。当市におきましても、現在庁内で調整を進めているところでありますが、法律による婚姻ができないお二人の関係を自治体が証明するということが、市が当事者の方々に提供できる最大のメリットと考えております。

また、制度の導入に当たりましては、誰もが個人として尊重される社会となることを目的としておりますので、花巻市の制度としては、異性間の事実婚状態にある方も宣誓できるものとしたと考えております。さらに、当事者のお二人だけではなくて、お二人の親や子についてもファミリーシップとして協力し合う関係であることを証明できるものとしたと考えております。

先ほども申し上げましたが、この制度は法律に基づく制度ではないことから、残念ながらパートナーの扶養に入ることですとか、パートナーの財産の相続など、法律による婚姻に基づいて得られる権利につきましては適用されないものであります。

宣誓の要件や宣誓の際の必要書類につきましては、2ページと3ページに記載しておりますので、ご確認ください。

パートナーシップの宣誓につきまして、お二人から様式第3号の提出により、自分たちがパートナー関係にあるということを宣誓された場合には、宣誓したお二人に対して宣誓書の受領証と受領証カードというものをお渡しいたします。カードサイズのものでありますが、サービスの提供を受けるためにパートナーであることの証明を求められた際に、提示できるようにするものであります。法律婚ですと戸籍に記載になりますが、パートナーシップの場合には戸籍等に記載されませんので、これによってお二人がパートナー関係にあることを花巻市が証明するという考えであります。なお、宣誓の要件といたしまして、お二人のうち少なくとも一方は市内に住所を有していることとしておりますが、双方とも市外在住の場合には、宣誓をした日から3か月以内に転入予定であることを条件としております。この条件により宣誓をした場合には、受領証の代わりに転入予定受付票を交付いたしまして、転入完了後に申し出をしていただくことにより受領証等を交付することとしております。転入予定受付票の有効期限は3か月としておりまして、期限を過ぎてしまった場合には、転入の目途がたった時点で、再度宣誓をしていただくということになっております。

後ほどご紹介いたしますが、先日開催した性的少数者を支援する団体である「いわてレインボーマーチ」の方々との意見交換会におきまして、「制度の理解が不十分であるために意図せずアウトィングされることが不安である。」「条例や規則の条文にはなかったとしても、アウトィングについてはどこかに記載できないか。」という意見をいただいております。このことから、受領証やカードにも、アウトィングが人権侵害に当たること、プライバシー保護に十分注意していただきたいことを記載しております。さらに、カードにつきましては、昨年度中に視察を行った先例自治体の国立市において「宣誓をしたからといって全ての方が関係性を公表したということではないので、一目でパートナーシップのカードであると分からないよう二つ折りのカードにした。」というお話をいただきましたことから、当市においても参考とさせていただき、二つ折りのカードにしたいと考えております。

資料 No. 2 の4ページ以降にはパートナーシップの解消や宣誓の無効、記載事項変更の手続きなどについても記載しておりますが、その内容を条例と規則の条文として記述したものが、資料 No. 1 となります。本日の資料につきましては、今後予定しております議員説明会やパブリックコメントの資料として使用することも想定しております。

これらのパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度についての考え方につきましては、前回3月27日に開催した令和5年度第6回審議会の場合でもご説明いたしましたけれども、委員の皆様から「当事者や支援する方の意見も聞いて検討した方がいい

い。」というご意見をいただいております。これを受けまして、今月4日に性的少数者の当事者の方々、当事者の方々を支援する団体である「いわてレインボーマーチ」との意見交換会を開催いたしました。意見交換会の開催に当たっては、審議会で委員の皆様から「当事者や支援する方の意見も聞いて検討した方がいい。」という意見をいただきましたことをお伝えいたしまして、事前に資料をメールでお送りしてメンバーの皆様にも共有をしていただきました。そうしたことを踏まえて、いただいたご意見と本市としてどのように考えているのかをご説明させていただきます。それらをまとめましたのが、資料No. 3となっておりますのでご覧ください。

まず1点目といたしまして、資料No. 1の条例素案、第2条の用語の定義につきまして、本市の案では「ジェンダーアイデンティティ」と記載しておりますが、「LGBT理解増進法の中で、『性自認』『性同一性』『ジェンダーアイデンティティ』という言葉についても議論されてきたが、花巻市としてどのような想いでジェンダーアイデンティティという言葉を使用したのか」というご意見をいただいております。こちらにつきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、本市の条例はLGBT理解増進法の施行後に制定するものでありますので、法律に使用されているとおりの用語を使用することとしたものになります。

次に、条例第9条について、「ファミリーシップに含まれている子どもの側からファミリーシップの解消を申し立てることはできないのでしょうか。できないとなると、虐待などがあつた際に大変ではないか」というご意見をいただきました。条例の第9条につきましては、パートナーシップを宣誓したお二人が解消したい意思をお持ちの場合の手続きについて規定したもので、ファミリーシップに含まれる子や親からの申立てについては第10条に規定しております。第10条では、15歳から申立てができることとしておりますが、民法において自らの意思により養子縁組を結ぶことができる年齢を15歳と規定しておりますので、それに倣って15歳から申立てができることとしております。これにつきましては、既に制度を導入している他の自治体でも同様の基準としているところが多くあります。

続きまして、資料No. 1の2ページ目右側の規則第3条に関しまして、「宣誓をしようとする者双方が市の区域内に住所を有していない場合にあつては、少なくともいずれか一方の市内への転入の予定を確認することができる書類とありますが、転入の予定をどのように確認するのか。」というご意見をいただいております。転入の予定を確認する書類としては、転出元の自治体から発行される「転出証明書」や「物件売買契約書の写し」「賃貸契約書の写し」などを想定しております。この場合、まずは市から転入予定受付票を交付します。そして、転入後に転入後の住民票の写しと併せて提出いただくことで、受領証と受領証カードを交付するという流れになります。転入予定受付票の有効期限は3か月としておりまして、3か月を経過しても転入されない場合には、条例第12条の規定により宣誓は無効となります。

また、条例第3条、相談窓口の設置について、「盛岡市にも北上市にもない規定であり、それをうたってくれるのはありがたい」というご意見もいただいております。

次に、条文に記載されていない制度の運用や考え方についてもご意見、ご質問をいただいておりますのでご紹介いたします。

まずは、「パートナーシップ制度を利用した場合、住民票や戸籍謄本の記載はどのようなのでしょうか。」という質問をいただいております。このことにつきましては、以前、庁内で提供できるサービスについて照会をした際に、住民登録の担当である市民登録課から住民票の続柄を「縁故者」にすることができるという回答をいただいております。ただし、パートナーシップを結んだ場合、強制的に「縁故者」という記載になるというものではありませんので、「縁故者」という表記としたい場合には、パートナーシップを結んだ方々に手続きをしていただく必要があります。また、パート

ナーシップ制度については、先ほども申し上げたとおりですけれども、法律に基づいた制度ではありませんので、法的な婚姻と異なることから、戸籍にはパートナーの名前は記載されないこととなります。

次に、アウトティングについてもご意見をいただいております。「地方や田舎はコミュニティが狭く、周りの目が怖くて制度を利用できない人もいます。アウトティングの禁止についてもどこかに記載できないでしょうか。」ということでありました。本市では花巻市男女共同参画推進条例の前文と第7条に性別による権利侵害等の禁止事項について考え方を記載しておりますことから、アウトティングについての考え方は既に含まれているものと考えておまして、重複を避けるためにパートナーシップ条例には規定しないこととしております。

ご意見をいただいた団体の皆様にこのとおりの説明をいたしましたところ、「パートナーシップ条例にアウトティングの禁止が規定されない理由は理解しましたが、周知についてはしっかりとしてほしい。」とのご意見をいただきました。せっかく制度を作っても、その後に職員の間にも十分な周知がなされないと対応の仕方が分からず、意図せずにアウトティングをしてしまうことなどを心配されたということでありました。この点につきましては、私どもといたしましても職員への周知を図ってまいりたいと考えておりますが、皆様方からもご意見を伺えればというように考えてございます。よろしく願いいたします。市民の皆様や事業者に向けた説明資料として、前回の審議会でお配りした盛岡市のパンフレットのようなものにつきましては、条例とは別に作成することとしております。本日お配りいたしました資料 No. 2 をベースに作成していこうと考えているものでありますが、そちらの方にはアウトティングの危険性についてもしっかりと掲載させていただきたいと考えております。また、視察に行った国立市では、受領証カードの提示を受けた事業者の方々の目に付くように、カードにもアウトティングについての記載をしているということでしたので、参考とさせていただきたいと考えております。

なお、当市で現在想定している様式第4号の受領証の裏面にはプライバシー保護についての注意書きをしております、その中でもアウトティングの危険性について触れております。

最後に、「岩手県では4月から制度を導入している自治体間での連携を開始しておりますが、花巻市も連携に参加する予定ですか」とのご質問をいただいております。これにつきまして、現在岩手県内でパートナーシップ制度を導入している10自治体のうち、9つの自治体が連携に参加しておりますが、残りの1つである紫波町についても参加に向けて調整を進めているところであります。本来は宣誓をした市町村から転出される場合には、元の自治体に受領証等を返還し、転入先の自治体で再度宣誓をする必要がありますが、岩手県の自治体間連携に加入している自治体間での異動の場合は受領証の返還や再度のパートナーシップ宣誓が不要となりますため、宣誓者の負担を軽減することができるというものになります。しかしながら、これまでに制度を導入した自治体については、各自自治体の考えで要件など制度の中身を設定しており、自治体によって異なっていることから、元の自治体と転出先の自治体で要件が違う場合は、以前受けられていたものがそのまま継続とならない場合もあります。最初にご説明したとおり、県内の他の自治体では全て要綱により制度を導入しているため、今後要件を揃えようという動きがあった場合なども比較的簡単に対応できるものと思われませんが、当市の場合、条例での制定を考えておりますので、制定時のみでなく改正する際にも議会の議決が必要となり、容易に改正することができないことから、現時点では岩手県の自治体間連携に加入することは考えていないというところであります。

いわてレインボーマーチの皆様からいただいたご意見は以上となりますが、条例で

制定すること、ファミリーシップや事実婚も含めた制度とすることについては、「日常生活では当事者の家族も含めて悩みや困りごとが多いことからファミリーシップを含めるのはいいと思う。」「事実婚についても、法律婚を選択できない理由があるという点で同じであり、対象を広くするのはいいと思う。」というお話をいただいております。

また、花巻市の場合は各地域に地域自治推進委員会、地域協議会を設置しておりますが、「当事者の方々が生活する場は地域であるため、地域自治推進委員会や地域協議会の場で意見を聞くのもいいことだと思う。」というお話をいただいております。

今回の意見交換会では様々なご意見をいただきましたけれども、資料としてお示ししております条例、規則の内容を変更しなければいけないものはなかったというように認識しております。

今回お示しをした資料 No. 1 につきましては、前回審議会で提示したものを、今後の議員説明会やパブリックコメントに使用するために再度精査いたしまして、文言の調整と軽微な修正をしたものになりますが、主な修正点として1点ご説明いたします。

資料 No. 1 の3ページ目をご確認いただきたいと思います。条例第7条第1項第7号につきまして、元々は「過去に第12条各号の規定による無効となることがないこと」としておりました。5ページ目の第12条を見ていただきますと、無効とする要件として、「虚偽その他不正な方法により受領証の交付を受けたとき」「受領証を不正に使用したとき」「宣誓日に宣誓者の双方が市の区域内に住所を有していない場合において、宣誓日から起算して3か月を経過する日までに、宣誓者のいずれも市の区域内に転入していないとき」と定めております。この3点目の転入に関する部分について、転入を予定していた宣誓をしましたが、何らかの事情により3か月以内に転入することが難しくなるという場合も想定されますことから、このケースに該当する場合に、以後宣誓ができなくなるというのは厳しいのではないかと考えまして、宣誓の要件としては、「虚偽その他不正な方法により受領証の交付を受けたとき」「受領書を不正に使用したとき」の二つにより無効になったことがないことといたしました。このことにより、何らかの事情によって予定どおり転入されなかった場合には再度宣誓をすることができるようになるため、第12条では元々、特別の理由があると市長が認めた場合は転入が遅れても無効としないこととしておりましたが、この例外規定は削除しております。

このほか、表現の統一や伝わりにくい表現についての見直しも行っておりますが、内容や趣旨については変更していません。

今後のスケジュールにつきまして、5月に議員説明会を実施した上で、パブリックコメントを実施し、並行して地域自治推進委員会、地域協議会からの意見聴取をしたいと考えております。その結果については7月に開催を予定しております本審議会でご説明させていただき、9月議会に議案として上程したいというように考えております。

なお、先ほども申し上げましたが、いわてレインボーマーチから、アウトイングなどに関する不安があることから、制度導入に当たっては周知をしっかりと行ってほしいとお話をいただいております。先ほどもこの点につきましてご意見をいただきたいとお話をいたしましたけれども、改めましてお願い申し上げます。

高橋会長

ありがとうございました。ただいま事務局から本日の資料についての説明がありました。3月27日の審議会後に開催した性的少数者を支援する団体との意見交換会では、内容の変更を要する意見はなかったとのことでしたが、今後、議員説明会やパブリックコメントを行うために、市で内容を精査し、一部を修正したとのこと。また、

今後のスケジュールについて、当初は、議決後すぐ運用開始する予定としていたところ、周知をしっかりとしてほしいという支援団体からの意見もあったことから、運用までの間に周知期間を設けた方がいいのかどうかということについても、委員の皆様にご意見を頂戴したいということでございます。

それでは渡邊委員、お願いいたします。

渡邊委員

条例第 12 条については、予定どおり転入できなかった場合に、再度宣誓ができるようにしたことについては良かったと思います。

資料 No. 3 を見て、子どもの側からの解消について、15 歳にならない子どもでも特別な事情が発生した場合には、どういう扱いになるのかと思いました。15 歳にならなくても様々な問題は起こり得るわけで、15 歳にならなければ解消できないのであれば子どもにとって困ったことになるかもしれないので、そういうときにはどういう道があればいいのだろうかと思います。

もう一点、資料 No. 2 を使ってパブリックコメントをするということですが、本当に知りたいことが載っていないと思います。これだけではパートナーシップ制度がどのようなものか分からないというか、市民が一番知りたいのは、この制度によってどのようなサービスを受けられるのかということだと思います。説明にはなっていると思いますが、知りたいことが書かれていない状態でパブリックコメントを行っても物足りないのではないかと思います。

高橋会長

ありがとうございます。条例第 12 条第 3 項の整理は良いということでした。事務局お願いします。

大竹地域づくり課 長補佐

ご質問ありがとうございます。

まず、ファミリーシップの関係でございますけれども、ファミリーシップとは言っても、あくまでも第一にあるのはパートナーの間の関係でございます。15 歳未満の場合は、子どもをファミリーシップとして含めることについて、パートナー間の合意があることが前提でございますので、子どもがファミリーシップに加わりたくないという場合には自分の親御さんやご家族に申し出をしてもらえれば、ファミリーシップを締結しないことはできます。また、15 歳に達したならば自らの意思で、自分の氏名の削除を申立てることができるというように考えたところであります。前提にあるのはパートナー間の関係ということで整理をしたものでございます。

続きまして資料 No. 2 についていただいたご意見につきまして、制度を導入することにより提供できる一番のメリットというのは、お二人の関係を市が証明することと考えております。市の行政サービスなどのメリットを記載するべきではないかというご意見については検討させていただきますけれども、今まで自分たちの関係を周りに打ち明けられなかった方々について、市としてお二人の関係を証明するということが、提供できる一番のメリットと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

高橋会長

ありがとうございます。

まずはパートナーとなるお二人を中心にして考えるということです。

資料 No. 3 にはアウティングについて非常に心配しているというご意見もありました。アウティングについては、特に同性間のカップルに対する周囲の理解について不安だということだと思います。そういう点からすると、盛岡市の資料のように、パートナーシップ制度によって受けられるメリットをお示しすることで、こういった苦勞や困りごとがあったのかと理解を得られる可能性はあると思います。

早野副会長、お願いします。

早野副会長

前回の会議でもお話しましたが、盛岡市ですとか先行自治体のパンフレットを見ても、説明は書かれているけれど、先ほど渡邊委員がおっしゃったように、結局どういうサービスが受けられるとか、どういうところで生きづらさが解消されるのかというところが本当に少ししか書かれていません。

資料 No. 2 について、私達は今この審議会でLGBTとか男女共同参画を扱っているから理解できますが、広報はなまきなどに掲載されたときに、こういった分野に詳しくない方は、何のことだろうと思うのではないかと思います。具体的に言いますと、制度導入の目的のところ、「当事者の方々」とは何だろうと思うのではないのでしょうか。なので、例えば「同性間のカップルや事実婚の方々」などもう少しはっきりと書いた方が良いと感じました。同性間の結婚について、日本では法整備がされていないため、この制度の導入によって解消する目的だということをもう少し分かりやすく表現した方が市民には浸透しやすいのかなと思います。最初の段階で何のことだろうという印象を与えてしまうと、その先を読んでいただけるかどうか、理解が得られるかと心配になりました。

**大竹地域づくり課
長補佐**

ご意見ありがとうございます。もっともなご意見だと思いますので、表現について検討させていただきたいと思います。

高橋会長

その他、ご意見やご質問はございますでしょうか。
竹内委員、お願いいたします。

竹内委員

先ほどもお話があった、子どもが虐待などされたときということに私も引っかかりました。別の警察署に勤務しているときに、レズビアンのカップルの方がいらっしやって、それぞれお互いの子どもを連れて同棲していたんですけども、そこで児童虐待が起こってしまったということがありました。やはり子どもが一番の犠牲者になりますので、まずはパートナーが第一というお話でありましたが、パートナーが良いからといって子どもを巻き込んでしまうということではなく、子どもファーストにした方がいいのではないかと思います。

高橋会長

ありがとうございます。
事務局、お願いします。

**大竹地域づくり課
長補佐**

ご意見ありがとうございます。パートナーシップ制度は法律による婚姻ということではないものですから、先に導入している市の例を研究させていただきました。おっしゃるとおり、そういった問題が発生したらどうしようかという不安は確かにございます。その点につきましてもいろいろと検討重ねたところではありまして、条例の中に相談の項目を設けさせていただきました。また、別の法律にはなりますが、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や計画の中ではいろいろと取り組んでおりますが、相談やそういった問題を発見することについては市だけの力では限界がありますので、関係機関と連携して取り組むこととしております。その一環として、虐待等に関しても取り組んでいこうと考えているわけですが、まずはこの今まで望んだ相手と婚姻等の手段が取れなかった方々のパートナーの関係を認めることを考えましょうということで制度の導入を考えたとところであります。それから条例第3条の相談に関する規程の第2項に、ファミリーシップに関する相談を受けた場合につきましても、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする規定してい

ます。具体的な書き方をしておりませんが、まずは困難な問題を抱える女性への対応と同じように、関係機関と連携をしまして、もちろん警察の皆様にも相談をさせていただいて、情報を共有しながら対応してまいりたいと考えたところであります。いただいたご意見につきましては庁内の関係課とも相談をいたしまして、改めて検討させていただきたいと思っております。

高橋会長

ありがとうございます。

その他、ございませんでしょうか。早野副会長、お願いします。

早野副会長

条例第3条の相談の部分で「市長は性的マイノリティ、パートナーシップ又はファミリーシップであることを理由とする不当な差別によって権利が侵害された場合」とありますが、例えば、「不当な差別によって、そのパートナーや子が権利を侵害された場合」と記載して、パートナーや子が権利を侵害された場合は相談できるようにすることとして、さらにファミリーシップを提携するときにも、何かあったときの相談先の電話番号などをお子さんにも教えるべきかと思っております。

高橋会長

ありがとうございます。

事務局、お願いします。

藤村市民協働係長

今ご意見をいただいた部分につきまして、条例第2条におきましてファミリーシップという言葉は、「パートナーシップにある2人が、子（養子を含む。）又は親（養親を含む。）と家族として協力し合う関係をいう。」ということで、家族関係があるということをご定義しておりました。このことから、あえて第3条では詳しく述べていないということになります。また、内部で検討する際には、市の法規担当部署や地域福祉、こども関係の部署とも確認をしながら案を作ってきました。市の内部にも虐待等の相談を受ける窓口はございますが、その部署が問題を解決するというのではなく、県などの市以外の組織とも連携しながら対応に当たることとなりますことから、具体的に例示できないということもあり、「関係機関と連携して」という表現にさせていただいたということになります。虐待を受けているお子さんの中には、自分が虐待を受けていると分からないお子さんもいらっしゃいます。また、15歳未満で、自分で声を上げられなかったりすることもあるので、周りの方とか保育園、学校関係者などが気付いて、相談されるということも想定して、「関係機関と連携して」という表現をさせていただきました。第3次計画の策定の際にもお話をさせていただいたと思っておりますが、市だけで問題の解決に当たることはできないことから、関係機関との連携を密にするという意味合いで規定をさせていただいたものになります。

早野副会長

資料 No. 3 の3 ページの一番上に、「条例第3条、相談窓口の設置について、盛岡市にも北上市にもない規定であり、それをうたってくれるのはありがたい。」とありますが、この相談窓口は花巻市役所の中に設置するという事ではないのですか。

藤村市民協働係長

条例第3条に規定する相談窓口というのは、そこを起点に関係機関との連携をする窓口という意味合いでございました。こちらの相談窓口につきまして、当市の条例はLGBT理解増進法の施行後に制定することとなりますが、その法令の中で、関係自治体の役割として、各自自治体で相談窓口を設けることと規定されておりますので、それに基づいて相談窓口についての規定を設けておりました。盛岡市や北上市では既に制度を導入しておりますが、要綱による導入であり、条例ではないことから国の法令に基づくということではない部分もあります。花巻市の場合は、条例による導入を予

定していることから、法令に規定されている自治体の役割に基づいて、相談窓口の設置を規定させていただいたところが違いとなります。

高橋会長

その他の点に関しまして、ご意見ございませんでしょうか。晴山委員、お願いします。

晴山委員

パートナーシップの要件が18歳以上というのは分かります。ファミリーシップについては15歳という基準がありますが、15歳を起点に宣言できるということでしょうか。

また、このパートナーシップを結ぶと市営住宅が使えるとか、市民はそうした細かいところまで知りたいと思うので、その辺も考えているかお聞きしたいと思います。

**大竹地域づくり課
長補佐**

まずファミリーシップのご質問につきまして、15歳というのは自らの意思でファミリーシップ関係を解消したいという意思を表明できる基準として考えたところがあります。15歳に満たないお子さんとの関係につきましては、パートナーお二人の合意があれば、ファミリーシップの対象としてご家族の関係にあることを認めますという考え方です。15歳に達すれば、自らファミリーシップ関係から抜きたいということを表明できることとしております。これにつきまして、民法では自分で養子縁組を承諾する、あるいは解消したいということについて代理人を立てずに自ら意思表示できる年齢の基準を15歳としておりましたので、それに倣いまして考えたというものでありますし、他のファミリーシップを導入している自治体の多くがこのような考え方となっておりますので、そのように考えたところがあります。

メリットの関係ではありますが、当事者の方々ですとか市民の方々が、実際この制度によってどういうことができるのだろうかということは確かに興味を持つ部分だと思っております。資料No.2につきまして、例えば他市で取り組んでいるようなものについて紹介していくとか、花巻市もこういったことを基準に考えておりますといったことを紹介できるように、検討してまいりたいと考えてございます。

ただし、一つご理解いただきたいのは、市の内部決裁である要綱で制定するのは違って、最後には議決が必要というところもございまして、議員の皆様にも説明をした上で、記載内容等を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

藤村市民協働係長

提供できるサービスにつきましては、昨年度中に2回ほど庁内に照会をしております。その点につきまして、まだ不確定なものなので、今回のパブリックコメントの資料にはまだ載せられないといった状況ではありますが、以前の審議会の皆様にお示ししましたとおり、花巻市でも市営住宅への入居などはできる可能性はあるということで、担当課からは回答をいただいております。また、前回の審議会でもお話ししましたとおり、あくまで市の条例なので、市が提供できるメリットというものは限られております。例えば、花巻市には市立の病院がないので、病院での病状確認は民間の各病院の賛同を得られないと載せられないといったことがございます。ですので、民間企業の方々や市民の方々への周知が必要で、賛同いただいてから初めて提供できるサービスということで皆様にご紹介できるという流れになります。今回のパブリックコメントを実施する際に、そういったものが見えないとイメージがつかないというご意見もそのとおりだと思いますので、他市の事例として一般的に提供できているもので、花巻市にも該当しそうなものについては例示することを検討してまいりたいと思っております。

高橋会長

ありがとうございました。
渡邊委員、お願いします。

渡邊委員

周知についての意見になりますが、周知については本当に必要だと思います。私のそばにはそういった人はいないから関係ないと思っている人がほとんどじゃないかなと思います。大変いい制度ですけれども、知らない人が多いのが今の状況だと思うので、理解をしてもらうというのは絶対に必要だし、制度の運用が始まって、その努力は続けていかないと駄目だと思います。どのような方法で周知を図っていくかということについても、今まで男女共同参画基本計画の中で様々なことをやってこられました、それと同じ感じでやっているとなかなか理解は進まないと思っています。かなり本気になって周知を進めていかないとLGBTQが何かも分からない人の方が圧倒的に多いだろうし、なんでこの制度が必要なのかと思っている人もたくさんいるでしょうから、今から準備してやらないと、せっかくできた制度が実を結ばないということになるのではないかなと感じます。

大竹地域づくり課
長補佐

大変貴重なご意見をありがとうございます。

市としても周知は大変重要なことと考えておりまして、十分な周知がされないことによって意図しないアウトティングが起きてしまうことを我々も防がなければならないと考えてございますので、いただいたご意見について検討してまいりたいと思います。

第3次計画策定の際のパブリックコメントでいただいたご意見の中に、市役所のマンパワーは足りるのかということがございました。市の回答といたしましては、優先順位を決めてやっていきますとお話をさせていただきましたが、今年はこのパートナーシップの関係に力を注いでいきたいと考えております。来年度の年次報告の際にはそういった点もご報告させていただくことになるかと思っておりますので、委員の皆様にはお含みおきをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

高橋会長

それでは他にご意見ございませんでしょうか。高橋秀明委員、お願いいたします。

高橋（英）委員

知人にゲイのカップルがおりまして、パートナーシップの宣誓をしているかは分かりませんが、二人で一緒に生活をしています。その二人は周りの目を気にせず、前向きに堂々と生活をしていまして「自分たちがどうこうというよりも、周りが認知してくれない。けれど私達には関係ない。」と話をしていました。なので、パートナーであるお二人というよりも、周りの考え方の方が大事だと思いますし、周知を徹底してどんどん変えていかないと駄目だと思っていました。事務局でも、他市の例を参考にしながら進められていくというお話をされておりましたので、ぜひ今後も力を入れていってもらえればと思います。

高橋会長

ありがとうございました。
その他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。熊谷委員いかがでしょうか。

熊谷委員

条例第3条のところ相談窓口を置くと規定されていますが、どこを想定されているのでしょうか。

大竹地域づくり課
長補佐

ご質問ありがとうございます。想定しておりますのは地域づくり課でございます。地域づくり課で男女共同参画に関することにつきまして相談を受けることになっておりました。ただし、先ほど申し上げましたように、まずは地域づくり課で相談を受

けまして、関係するところにお繋ぎするということになります。LGBTの関係とは違いますけれども、男女共同参画推進員の方々が独自でDVに関するチラシというものを作りました。その中には、相談機関を紹介している部分もありますし、こういったことがDVに当たりますというようなことが記載されております。地域づくり課としてできるのはこういったことを通じまして、関係機関にお繋ぎをしていくということでございますので、引き続き庁内関係部署や警察など、こちらにいらっしゃる機関の皆さんと協力いたしまして、適切な期間にお繋ぎできるように記載しているものになりますので、よろしく願いいたします。

高橋会長 それでは八木委員お願いいたします。

八木委員 3%から 10%の方がLGBTに該当するとお聞きしました。これを少ないと見るのか、多いと見るのかなのかなと思うんですが、テレビとかでも取り上げられることも多くなり、結構認知されてきているのではないかなと思います。そういうのに対する偏見みたいなものが当たり前を受け止められるようになればいいんだろうなと感じました。

この会議に関してなんですが、マイクの音声が聞き取りづらい場面が多かったので、もう少しクリアにならないかなと思いました。

高橋会長 ありがとうございます。
多田委員、お願いいたします。

多田委員 虐待とかDV、ネグレクトに関しては、パートナーシップの方々に関してだけの問題ではないので、子どもに携わる職種の人間としては、その方たちだけに偏って見るとか、そういった目線では見ていきたくないと考えているところですよ。それまで幸せに暮らしていた方々でも、何かの歯車が急に崩れて子どもに向かってしまうということは、あってはいけないことではありますが、どのご家庭でもあり得ることだと思います。こういった方々のお子さんが、もし私の幼稚園に預けられたとしても公平な目で見ていかなければならないなと改めて感じたところですよし、そういったところで自分たちの仕事は、協力していけることもあるんだろうなと改めて感じました。

園内研修ということで、年に3、4回、子どもたちを預からないで先生たちで何かテーマを決めて学んでいる時間があるので、そういった機会には現状や今後社会が変わるにつれて、自分たちの仕事の内容も変わっていくということを、外部から講師を招いて学べたらなと思いました。

高橋会長 虐待などの子どもに関わる問題は一般にもあることだということで、LGBTだからということではなくて、子どもの状態を見ながら考えていく必要があるということですね。

草木委員、お願いいたします。

草木委員 民生委員の立場では、こういう問題を提起されたときに、民生委員、児童委員として何ができるかなと考えます。例えば児童民生委員の立場では、夏休みに薄着になったときに子どもの手足に痣がないか、冬になっても薄着のままではないかという観点で見て、連絡を取り合います。関係機関と連携してと書かれてはいますが、実際に相談されたときに、ただ関係機関につなぐということではなく、関係機関とされたところでは細やかな視点を持って、パートナーの方々が安心して暮らせるように配慮していく必要があるということを感じてほしいと思います。

高橋会長 ありがとうございます。
高橋和也委員、お願いいたします。

高橋（和）委員 自治体が証明するということが、周知をする上では、悪用されたりトラブルが発生したりする可能性をどこまでフォローできるのかというところが心配に思いましたし、そこを潰しておくというのが大事だと感じていました。幅が広い制度であるからこそ、いろんな解釈をされるでしょうし、団体や事業者ごとに認識に差が出ると、自治体が証明したことで起こり得るトラブルというものもあるのかなと思います。想定されるトラブルを事前に潰した上で周知していかないと、後から大変になっていくのかなという印象はあります。

高橋会長 ありがとうございます。新しい制度を作ることによって、また新しい問題も発生してくる。そういうところへのケアも考えながら、運用していく必要があるということですね。
事務局、お願いします。

大竹地域づくり課長補佐 悪用に関するご心配の件でございますけれども、視察に伺った自治体も含め、他の自治体等から伺っている範囲では悪用されたという事例はまだ把握していないということでした。

なお、前回の審議会でも申しあげましたけれども、花巻市でパートナーシップを結んでいるにも関わらず、別の市で別の方とパートナーシップを結ぶということは考えられます。この制度の趣旨として、今まで法律婚ができなかった方々の関係性を証明するというのが最大のメリットと考えておまして、適切な書類により宣誓されたものについてはそれを信じることとなっております。ご心配をいただきました点につきましても、どういったトラブルが考えられるか検討を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど八木委員からいただきましたマイクの音声の件でございますが、前回の審議会からシステムが新しくなったものでございまして、まだ設定等に慣れてないものですから、もう少しクリアに使えるように工夫してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

高橋会長 ありがとうございました。一通りご発言は頂戴しましたが、他にご意見等ございませんでしょうか。
早野副会長、お願いいたします。

早野副会長 資料 No. 3 の 3 ページ、意見 7 のところが大事だと思ひています。他の自治体がパートナーシップの宣誓を受け付けるときにどのように説明しているのか分かりませんが、パートナーシップ制度を利用した場合に住民票の記載を「縁故者」としたい場合には、そういった選択ができるということを一言添えるか説明の資料をつけてあげた方がいいと思ひます。この制度に詳しい方もいれば、詳しくはないが宣誓はしたいという方もいると思ひるので、一言添えてほしいなと思ひました。

高橋会長 その他、挙げようとすればいくらかでも意見は出てくるんだろうと思ひますが、予定の時間も過ぎておりますので、本日の審議の内容についてまとめたいと思ひます。まず条例第 7 条の宣誓の要件から第 12 条第 3 号を削除したということについては、特にご意見はございませんでしたのでその方向でいいと思ひます。

子どもの権利に関するご意見も出てきましたが、これはパートナーだけの問題じゃないということでした。

あとは、周知をすることにより社会や市民の中に認識が徹底されるということがかなり重要であるということでした。パートナーシップ制度を作ることによって、性的少数者の方が特別の待遇を与えられるとか、そういった誤解をされる可能性もありますので、他市の事例などを参考として例示して、こうした困りごとが解消されるということの理解が得られればいいのではないかと思います。

アウトティングの問題についてのご意見はございませんでしたけども、これは憲法上のプライバシーの権利とか個人情報保護に関わる領域だと思います。将来的には個人の指向として受け入れられる社会になれば問題はないんでしょうけども、まだ過渡期というところで、当事者の方々が非常に気にされているというご意見も団体との意見交換では出てきておりました。このことについては、市役所はもちろん、協力をお願いする民間企業などへの周知をしっかりと行っていくと安心していただけるのではないかと感じました。また細かい問題というのも出てくるかもしれませんが、今日の審議は以上で終了としたいと思います。

事務局より今後のスケジュールについて、ご説明をお願いいたします。

坊澤地域づくり課長

今後の予定につきましては、本日ご審議いただきました条例及び規則の素案につきまして、5月中旬に議員説明会を開催いたしまして、その後5月中旬から1か月間パブリックコメントを実施することとしております。また、パブリックコメントの実施と並行しまして、地域自治推進委員会、地域協議会の皆様からもご意見を伺うこととしております。議員説明会やパブリックコメント、地域自治推進委員会等からいただいたご意見につきましては、内部でさらに検討し、必要に応じて条例案等を修正し、審議会の皆様にご提示したいと考えてございます。いただいた意見の内容にもよりませんが現時点では7月中頃に次の審議会を開催したいと想定しておりますのでよろしくをお願いいたします。

高橋会長

審議は一応終了ということですが、最後に一つだけ、周知期間を設けるべきかどうかということについて、いかがでしょうか。

今日の審議の様子を参考に、事務局の方に考えてもらうということであればそういう形でもいいかなと思っています。

早野副会長

男女共同参画に関するものではありませんが、他の自治体で条例を制定しましたと広報の一面に載せておられて、明るくアップしているところがありましたので、後ほど事務局の方に参考としてお見せしたいと思います。

高橋会長

ありがとうございました。事務局に参考として情報提供していただき、事務局でご検討いただければと思います。

高橋（和）委員

周知徹底期間となったときに、どういう形で誰に対して周知をしていくのかという想定はあるのでしょうか。

大竹地域づくり課長補佐

転入予定の方も対象にしている制度でございますから、市民だけでいいかということについては検討しなければなりませんけれども、まずは市民の方々への周知が一番であると考えております。広報は市内にお住まいの全ての世帯にお届けするものになりますので、広報係にお願いをして掲載できるようにしたいと考えております。なるべく公平に皆さんに情報が届くよう、考えられる媒体は全て使いまして、花巻市とし

てこのような制度を始めますということにつきましては、お知らせをしてみたいと考えてございますので、今いただいたご意見を踏まえまして、改めて検討してみたいと思います。先ほど課長からお話し申し上げましたように、これからパブリックコメント等を実施する予定としておりますので、パブリックコメント等でもそういったご意見があるようであれば、その点も含めまして検討して、7月の審議会で再度ご審議いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。もう一つは、審議会委員の皆様方がご家族や職場の方々にお話しいただくことも周知になると考えておりますので、この点もよろしく願いいたします。

高橋会長

ありがとうございました。スケジュールについては、事務局で検討していただくことでお願いしたいと思っております。

4 その他

高橋会長

次にその他に入りますが、何かございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、進行を事務局にお返しいたします。

阿部地域振興部長

本日はパートナーシップ条例と施行規則の素案について、貴重なご意見大変ありがとうございました。皆様からいただきましたご意見につきましては、検討をさせていただきますと思います。そして、この制度がよりよいものとなるよう努めてまいりますので、皆様におかれましては引き続きよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

5 閉会

坊澤地域づくり課長

最後になりますけれども、先ほどもお伝えいたしました、7月中旬頃に次の審議会を開催させていただきます。詳細は文書でまた通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところお願いばかりで大変恐縮ではありますが、今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はお疲れ様でございました。

(午後 3 時 55 分閉会)